

## 第6 具体的な取組み

### 1 普及啓発活動の充実と多様な主体との相互理解の醸成

#### プラン1 県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進

県、環境省及び厚生労働省が作成した動物の愛護及び適正飼養並びに狂犬病予防に関するポスターやパンフレット等を、保健所や市町村窓口、動物愛護推進員及び動物取扱業者へ掲示又は配布の協力を求め、県民に広く動物愛護及び適正飼養並びに狂犬病予防に関する普及啓発を行ってきました。また、動物を飼養していない人にも広く啓発するため、市町村が行うイベントやお祭り、学園祭等の多くの人が集まる場所で、主催者の協力のもとパネルの掲示や啓発資料の配布等による普及啓発活動を行ってきました。

さらに、県内で活動するボランティア等から構成された（一社）岐阜県動物愛護ネットワーク会議が設立され、効率的で効果的な普及啓発活動を行う体制が整備されました。

多くの県民に普及啓発できるようこれらの取組みを発展させていきます。

#### プラン2 市町村広報媒体、ホームページ等を利用した普及啓発活動の推進

県では、ホームページを活用し、迷い犬の情報や、動物を飼うに当たっての遵守事項、動物取扱業者の登録及び特定動物の飼養保管許可に関する手続き方法等の情報を発信するとともに、本計画の進捗状況、各主体の取組み状況等の情報を幅広く発信し、内容の充実を図っていきます。

また、市町村では、広報誌や回覧板の他にもインターネット、有線放送及びケーブルテレビ等を利用して広報を行っています。一層の普及啓発を推進するため、様々な情報を提供する等市町村の広報活動を支援します。

#### プラン3 普及啓発に関する講習会の開催

県では動物愛護教室やしつけ方教室、各種イベントを行い、動物の愛護及び適正飼養の普及を図っています。保健所において開催していた講習会等を、平成26年度の動物愛護センターの開所に伴い、幅広く展開できるようになりました。

平成16年度より動物の飼養について豊富な経験と知識を備えた方に動物愛護推進員を委嘱し、講習会の講師等として活躍する場を提供しています。

引き続き、動物愛護推進員と連携し、動物の愛護及び適正飼養についての講習会を開催していきます。

#### プラン4 学校飼養動物の適正飼養等に関する支援

学校で動物を飼養することは、動物についての理解を深め、生命を慈しむ心の育成等の効果が期待されます。しかし、動物の適正な取扱いがなされない場合には逆効果となってしまうことがあります。

県獣医師会では、「いのちの授業」を開催する等、学校飼養動物の適正飼養の推進及び命の尊さの啓発に取り組んでいます。また、保健所は県獣医師会と連携して学校飼養動物の適正な取扱いについて巡回指導を行っています。

県獣医師会の活動について、今後も県及び市町村が支援していきます。

#### **プラン5 動物愛護週間行事の開催**

動物愛護週間中（9月20日から26日）に、「広く県民の間に動物愛護の気風を招来し、人の生活環境に調和した動物の適正飼養の普及を図ること」等を目的として、県、県獣医師会、開催地の市町村が協力して「動物愛護フェスティバル」等の動物愛護に関する事業に取り組んでいます。

また、動物愛護センターでは、動物愛護普及啓発の拠点として、年間を通してイベントを行うとともに、動物愛護週間行事として「動物愛護センターフェスティバル」を実施しています。

引き続き、各主体と協働で、多くの県民に効果的に啓発できる動物愛護週間行事を実施していきます。

#### **プラン6 身体障害者補助犬の普及啓発**

「身体障害者補助犬法」により、飲食店やスーパーマーケット等の施設管理者は、身体障がい者が補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴することについて理由なく拒むことができないこととされています。そこで、動物愛護教室や動物愛護週間行事等の機会をとらえて、法の周知を行っています。

引き続き、関係団体と連携し、関係施設等に対する同法の趣旨の徹底を図り、その普及啓発に努めていきます。

#### **プラン7 実験動物取扱施設に対する普及啓発**

動物を科学的利用に供する場合は、実験動物の福祉の原則及び動物実験の適正化の原則として、国際的に定着している「3Rの原則（苦痛の軽減：Refinement、使用数の削減：Reduction、代替法の活用：Replacement）」を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされています。

大学、病院、研究機関等の施設における実験動物の飼養状況を把握してきましたが、今後も定期的に再確認するとともに、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を周知し、「3Rの原則」を遵守した実験が行われるよう普及啓発を行っていきます。

#### **プラン8 畜産業者への普及啓発**

産業動物の取扱いについては、「アニマルウェルフェア（動物福祉）」に配慮した飼養管理に努めなければなりません。

畜産業者に対して、県獣医師会及び関係機関との連携を図り、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」や、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知徹底していきます。

#### **プラン9 幅広い関係主体の参画による議論の活性化**

動物に対する考えは人それぞれに多様であることから、多くの方が賛同できる動物に対する考え方や動物の取扱い方についての意識の醸成を図っていくためには、幅広い関係主体の方により議論を行う必要があります。

そのため、動物愛護推進協議会を構成する新たな団体の参加の検討や、保健・福祉関係者との意見交換会を開催するなど、幅広い関係者と議論する機会を設けるよう努めていきます。

## 2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進

### プラン10 適正飼養の推進

動物を適正に飼養するためには、飼いたいと考える動物の生態、習性及び生理を事前に理解し、自身や家族のライフスタイルと照らし合わせるとともに、周辺的生活環境を考慮して動物を選ぶことが必要です。そのうえで、動物の飼養には、餌や病気の予防、治療に多くのお金や手間がかかることも踏まえ、終生飼養できるかをよく考えた上で飼い始めるよう啓発します。

終生飼養とは、飼い主はその動物が命を終えるまで飼養することです。保健所は飼い主に対して動物は命あるものとして責任をもって終生飼養することを指導し、終生飼養の原則に反する安易な引取りの求めには応じられません。しかし、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康及び安全を確保するために新たな飼い主へ譲渡することや保健所に引取りを求めることを否定するものではありません。

一方、犬の鑑札をはじめ、飼い主の連絡先等を記した名札等の個体標識の装着及びマイクロチップの装着は、動物が逸走した際の所有者の発見を容易にし、保健所へ収容される動物の減少につながります。また、災害時のペットの救援を円滑に行うために非常に役立ちます。

動物愛護センターでは、譲渡する犬及び猫にマイクロチップを装着し、所有者明示方法のひとつとして啓発を行います。

令和元年度の動物愛護管理法の改正により、令和4年6月から犬猫等販売業者については犬及び猫へのマイクロチップ装着と情報の登録が義務化され、その他の犬及び猫については努力義務となります（ただしマイクロチップを装着した場合は、飼い主（所有者）の情報の登録が義務づけられます）。

このため、引き続き、市町村と連携しながら終生飼養及び繁殖制限措置、所有者明示措置、周辺的生活環境への配慮等の適正飼養について、リーフレットの配布や講習会により周知徹底を図っていきます。

### プラン11 猫の屋内飼養の推進

猫の飼い主は、周辺的生活環境の保持の観点、疾病の感染や不慮の事故等から猫の健康や安全を確保するため、屋内飼養に努めなければなりません。

また、みだりに繁殖させず、発情期のマーキング（トイレ以外での放尿）や鳴き声等を抑制し、適正に猫を屋内飼養するためには、不妊去勢等の措置が有効です。

これらの猫の適正飼養方法についてパンフレットを作成し、市町村と連携し配布してきました。引き続き、市町村の広報媒体等を活用した普及啓発を図ります。

また、動物愛護センターでは、譲渡前講習会において、屋内飼養方法の提示及び不妊去勢措置等、適正飼養の啓発を行います。

### プラン12 収容動物の適正譲渡の推進

環境省で作成された「譲渡支援のためのガイドライン」を踏まえ、県内保健所で収容した譲渡可能な犬及び猫について、ボランティアと連携を図りながら譲渡を進めてきました。令和2年度に、県内の保健所に収容した動物を一般の飼い主へ譲渡を行うボランティア（以下「譲渡ボランティア」という。）を県内で統一的に登録する制度を整備しました。これにより、保健所に収容している動物の情報を広く提供し易くなりました。譲渡ボランティアの協力を得ながら適正な譲渡を進めます。

また、保健所から動物愛護センターへ移送するマニュアルを平成29年度に改定し、適正判定を行うまでの期間を短縮できるようにし、円滑な譲渡をすすめています。

動物愛護センターでは譲渡する犬及び猫に不妊去勢措置を行うとともに、不必要な繁殖の防止について啓発していきます。

なお、譲渡後の動物の追跡調査を行い、飼養状況を確認し必要な指導を行います。

### プラン13 収容動物掲載サイトの充実

保健所へ収容した飼い主不明の犬及び猫について、速やかに飼い主へ返還できるよう、県のホームページ「迷い犬情報」において、収容犬等の情報を発信しています。

また、飼い主が発見できなかった犬及び猫については、新たな飼い主を募るため譲渡可能な犬猫情報として県ホームページ「譲渡犬猫情報」において掲載しています。

より広く情報を発信するため、譲渡ボランティアのホームページを県のホームページにリンクするなど、掲載サイトを充実していきます。

### プラン14 野犬の捕獲及び譲渡の促進

岐阜県においても、未だ野犬の生息が見られる地域があります。こうした地域では、集中的に捕獲を実施します。野犬の多くは人に馴れておらず、取扱いが困難であり危険を伴う場合があるため、捕獲後は、譲渡の適性を慎重に判断し、ボランティアの協力を得ながら人への馴化を促すとともに、飼養経験の豊富な飼い主を探す等、譲渡の促進に努めます。

### プラン15 遺棄及び虐待の防止

動物愛護管理法の改正により、愛護動物の殺傷、虐待等の罰則が強化されました。獣医師による虐待の通報が義務化されたこと等の周知徹底を図るとともに、通報への対応の明確化や必要な体制（通報窓口の設置、対応マニュアルの作成等）について整備していきます。また、多頭飼養等により生活環境が悪化している場合には、虐待等の状態が生じるおそれがあることから、各主体の協力の下、早い段階で状況を把握するとともに速やかに対応し、警察との連携をより一層推進することにより遺棄及び虐待を防止します。

### プラン16 動物介在活動の推進

動物介在活動を行うには、受入施設の十分な理解の下に、高度な専門技術を取得した飼い主（ハンドラー）と適正な管理や訓練を行った動物の参加が必要です。動物愛護センターでは、平成27年度から社会福祉施設等での動物介在活動を実践し、適切な動物介在活動を推進するとともに、育成した動物介在活動犬の譲渡を行ってきました。

この取組みを、動物の適正飼養の模範的な事例として、県民への動物愛護管理の普及啓発に活用していきます。

また、動物愛護センターで管理している犬及び猫を用いて、ふれあい事業を進めていきます。

## 3 地域の生活環境の保全と動物による危害の防止

### プラン17 犬の登録と狂犬病予防注射の推進

狂犬病は世界各国で発生しています。SDGsの理念を踏まえ、狂犬病清浄国である我が国においても、海外からの狂犬病侵入時の蔓延防止に備え、国内飼養動物の発生予防対策を徹底することが必要です。



県、市町村及び県獣医師会により、問題点や課題等の検討を行い、連携して狂犬病予防注射を推進してきました。

地域住民の利便性を考慮した集合注射の実施に努めるとともに、問題点や課題等の検討及び情報共有に努め、狂犬病予防対策の一層の強化を図ります。

また、多くの飼い主と接する機会の多い動物取扱業者や開業獣医師等による啓発の推進を図ります。

#### **プラン18 犬のしつけの推進**

不十分なしつけに起因する犬の咬みぐせや無駄吠え等の問題行動に関する苦情は後を絶ちません。犬によるこう傷事故は、減少傾向にありますが、中には人の生命にかかわる重大な事故につながる事例も発生しています。また、近年大きな災害が多数発生しています。同行避難先で無駄吠えやこう傷事故等により、避難者とのトラブルに見舞われることがないよう犬のしつけを行う必要があります。

犬のしつけを徹底することは、犬と人のよりよい関係を築くための基礎となります。

動物愛護センターでは、定期的に犬のしつけ方教室やしつけ方相談を実施し、飼い主を支援していきます。

#### **プラン19 犬の飼い主への責務の徹底**

公共の場における放し飼い（ノーリード）や糞尿の放置については、動物愛護管理条例や一部市町村で定める環境美化に関する条例（いわゆる「ポイ捨て防止条例」）に違反する可能性があります。

県と市町村との連携により、放し飼いや糞尿の放置の防止について普及啓発を図るとともに、不適切な飼養を行う飼い主については、個別に指導し、飼い主の遵守事項を守るよう指導していきます。

#### **プラン20 地域猫活動の推進**

地域には、飼い主のいない猫を好きな人、無関心な人、嫌いな人や苦手な人等、様々な人が混在しています。

また、無責任に餌を与えている方に対しては、指導のみでは地域の猫問題を解決することが困難なこともあり、選択肢の一つとして、県では地域猫活動を推進しています。

地域猫活動とは、飼い主のいない猫による糞尿等の問題を減らす目的で、不妊去勢手術を行ったうえで給餌や糞尿の処理を適切に管理し、飼い主のいない猫を減らし、地域の問題を解消していく活動です。

この活動は、地域住民が共通の理解の下で行うことが大切です。動物愛護センターは、自治会での話し合いに参加し、地域猫活動のルール作りへの協力、無料で不妊去勢手術を行う等の支援をしています。

地域における猫問題の解決に向けたこの取組みの普及を図っていきます。

#### **プラン21 無責任な餌やり行為に関する対応**

飼い主のいない猫に不十分な管理のもとで餌を与える行為は、生活環境の悪化や新たな飼い主のいない猫の増加等の原因になっています。1匹の猫に餌を与え始めると他の猫が集まるようになります。そして、無責任に猫へ餌を与える方は、毎日来る猫への餌やりをやめる

ことができなくなり、猫は繁殖能力が高いため短期間で子供を産み増えていきます。このような悪循環にならないよう、猫の生態、不妊去勢手術の必要性及び地域の問題について普及啓発します。

また、飼い主のいない猫が数多くみられ問題となっている地域については、猫に餌を与えている人に直接指導するとともに、地域の問題について自覚を促すため、町内会、自治会等を通じ助言指導を行います。

### プラン22 多頭飼養問題への対応

飼養する動物が多数となることで適切な管理ができなくなり、十分な餌やりや水を与えず糞尿が堆積し、極めて不衛生な生活環境に陥る多頭飼養問題が起きています。飼い主や動物の健康を損なうだけでなく、悪臭等により周辺的生活環境が悪化し重大な問題に発展することもあります。飼い主に経済的、身体的、精神的な問題が生じていることがあり、飼い主へ動物を適正飼養するよう指導するだけでは解決することは難しく、保健所だけでなく様々な主体の連携や協力が必要となります。

周辺的生活環境の悪化や動物の虐待を未然に防ぐためには、多頭飼養の実態を把握し、早期に対応することが重要であることから、令和3年度から、新たに多頭飼養届出制度を導入し、その把握に努めるとともに、定期的な飼養状況の確認、適正飼養の助言指導を行っていきます。

また、飼い主に対する支援が必要な場合には、関係する市町村部局との連携を図り、対応する体制を整備していきます。

### プラン23 特定動物の飼い主への社会的責任の徹底

特定動物が飼養施設から逸走した場合、人に危害を与える可能性が高く、一般の動物以上に飼い主の社会的責任が求められます。そのため保健所において、定期的に飼養施設の確認を行い、特定動物を飼養することの責任を周知してきました。

令和元年度の動物愛護管理法の改正により、新たに愛玩目的等で特定動物を飼養することは禁止されました。このことを、県民に周知するとともに、飼い主に対しては、引き続き、施設基準の遵守、逸走防止措置及びマイクロチップ等による個体識別措置が徹底しておこなわれるよう指導していきます。



### プラン24 動物由来感染症調査の実施

SDGsの理念を踏まえ、動物由来感染症の予防及び発生時の適切かつ迅速な対応を促進するために、岐阜県内で飼養されているペット（犬及び猫）の病原体保有状況を調査分析し、その結果を活用して、動物由来感染症に関する正しい知識を普及しています。

これまで、トキソプラズマ症、重症熱性血小板減少症候群（SF-TS）、日本紅斑熱、回虫症、瓜実条虫症、ノミ感染症、皮膚糸状菌症の調査をしてきました。

地球環境の変化により、病原体を媒介する生物の生態の変化や、新興感染症が発生するおそれが高まっており、引き続き調査を行っていきます。

## 4 動物取扱業の適正化

### プラン25 動物取扱業への監視強化

令和元年度の動物愛護管理法の改正により、動物取扱業への規制が強化されました。令和

3年6月からは飼養施設の規模や、従事する従業員数、繁殖の年齢及び回数等、具体的な基準が適用されます。具体的な数値基準により、法令に適合しているかどうかの判断が明確になります。また、動物取扱責任者の資格要件の規定が厳格化され、技術的能力及び専門的な知識経験を備えていることについて明確になりました。

動物愛護管理法の改正の内容について動物取扱責任者の研修会において周知するとともに、定期的な施設の監視の際に、基準等の遵守について指導を徹底し、従わない営業者に対しては事案に応じて登録取消等の行政処分を行います。

動物取扱業者に対する監視については、飼養施設の規模や施設設置場所における住民の生活環境等を考慮し、年間に監視すべき回数を定め、引き続き効率的かつ計画的に実施していきます。

#### **プラン26 動物販売時の説明事項の徹底**

これまで、動物の販売は、対面で飼養方法等の説明をすることとなっていましたが、令和元年度の動物愛護管理法の改正により、購入者に対してあらかじめ行う現物確認は、「その事業所において直接行う』こととなりました。このことについて、販売者だけではなく購入者へも事業所での現物確認の義務について普及啓発し、動物の販売者と購入者間のトラブル防止だけではなく、安易な動物の購入を防ぎます。

#### **プラン27 動物取扱責任者の資質向上**

第一種動物取扱業による適正飼養等を促進していくため、動物取扱責任者の資格要件の規定が厳格化されました。

「動物取扱責任者研修」において、動物の飼養・保管及びその飼養施設の適正な管理方法並びに関係法令の周知を図ります。

また、動物の終生にわたる適正な飼養方法について動物の購入者に助言することや、動物の愛護及び適正飼養について広く県民に啓発できるよう、動物取扱責任者の資質向上に努めます。

### **5 動物の愛護管理推進への基盤づくり**

#### **プラン28 県民の意識調査の実施**

県民の動物愛護に関する意識を調査するため、隔年で県政モニターへペットに関するアンケートを行ってきました。

引き続き、アンケート調査を行い、県民の動物愛護に対する意識の動向や動物による生活環境への影響等を把握し、動物の適正飼養の普及状況について評価し、今後の施策に反映させていきます。

#### **プラン29 動物愛護推進協議会の運営**

動物愛護推進員の支援母体として、動物愛護推進員の委嘱の推進やその活動の方策等について協議し、動物愛護推進員の活動の充実を図るため、動物愛護推進協議会（第4-7-(1)・(2)参照）を設置し、運営してきました。

協議会において、動物の愛護及び適正飼養の推進に関する方策等について協議した内容を県の施策や各主体の活動に反映していきます。また、より広く意見を聴取するため、新たな団体の参加について検討していきます。

### プラン30 動物愛護推進員活動の活性化

動物愛護推進員（第4-7-(2)参照）が、その役割（第3-4参照）を十分に果たせるよう、意見交換会等を開催し、情報の共有化を図ってきました。

災害時の動物救援に関する研修会を行う等、動物愛護推進員の知識向上を図るとともに、動物愛護推進員が行う動物介在活動や、動物の譲渡活動、災害時の同行避難の啓発活動等を支援します。また、動物愛護推進員の活動について情報を発信することにより、社会での認知度を高め、活動の場の拡大を図ります。

### プラン31 動物愛護管理担当職員の資質向上

動物愛護管理担当職員（第4-7-(3)参照）は、動物の飼い主及び動物取扱業者への的確な指導や市町村、動物愛護推進員及び県民等の様々なニーズに応えるよう、専門的な知識や技術を幅広く取得していかなければなりません。

引き続き、動物愛護管理担当職員を、環境省及び厚生労働省等が開催する各種研修会に計画的に参加させるとともに、県自ら研修会等を開催し、動物愛護管理担当職員の資質の向上を図っていきます。

### プラン32 市町村担当職員の研修

市町村担当者は、地域住民の最も身近な窓口として、種々の苦情や相談に応じています。そのため、動物の飼養を巡るトラブルが発生した際等に備えて、動物の飼養に関する制度等を承知しておくことが不可欠です。

「狂犬病予防に関する市町村担当者研修会」を県獣医師会と共催しており、今後も、市町村担当者の意向を調査し、要望等を把握したうえで継続して実施し、狂犬病予防対策の重要性や狂犬病予防法の改正の趣旨等の周知に努めていきます。

### プラン33 狂犬病発生時の体制整備

日本では昭和25年に制定された狂犬病予防法によって、犬の登録と狂犬病予防注射、輸出入時の検疫が義務づけられ、その徹底が図られたことから、昭和32年以降、日本で狂犬病に感染し発症した人はいません。しかし、令和2年5月、愛知県でフィリピンから来日した外国籍の男性に平成18年以来、14年ぶりとなる日本国内での狂犬病の発症が確認される等、国境を越えた人や動物の移動が盛んな現代では、狂犬病が日本へ侵入する危険性は常に存在します。

平成24年度には「岐阜県狂犬病発生対応マニュアル」を策定し、狂犬病の発生から確定に至るまでの対応と、関係機関の役割を示しました。

必要に応じて内容の充実を図っていくとともに、定期的にマニュアルを職員へ周知し、疑い事例等の発生に備えていきます。

### プラン34 被災動物救援体制の整備

平成7年の阪神淡路大震災以降、全国で発生した災害においては、動物愛護団体、獣医師会及び関係行政機関等が連携、協力し、被災動物の救援にあたりました。

災害時には、ペットとの同行避難を原則として、あらかじめ定められた方法により救援活動が円滑に行われるよう、平成23年度に「被災動物救援計画」を策定しました。また、市町村に対して、防災計画や災害時動物対応マニュアルについて作成モデルを示し、令和2年

度までに県内の全42市町村が地域防災計画に愛玩動物等の救援を位置づけることができました。引き続き災害時動物対応マニュアルの策定を支援します。

また、VMA T（第3-6）による情報収集や動物救援活動について、被災動物救援計画に盛り込むとともに、動物救援資材備蓄の充実を図ります。さらに、市町村が行うペットとの同行避難訓練等を支援し、被災時の対応について広く県民へ周知します。飼い主に対しては所有者明示措置をはじめ、災害時の移動用ケージや餌の確保等に努めるよう普及啓発していきます。

動物愛護管理の分野では、行政ではなく民間団体が主体となって果たしていくべき役割も大きいことから、民間団体への支援のあり方についても検討していきます。

### プラン35 ボランティアネットワークの構築

大規模な災害時には、多くのボランティアが被災ペットの救援活動を希望し、被災地を訪れています。

県内には動物愛護に係るボランティアグループがあり、譲渡のあっせんや動物介在活動等に取り組んでいます。

災害時のボランティアのリーダーとしてボランティアグループが活動できるよう、被災動物の飼養に関する研修会や意見交換会等を開催しています。平成26年度から被災動物救援ボランティアリーダーとして研修を受けたボランティアを登録しています。引き続きボランティアリーダーを広く募集するとともに、ボランティア間の交流を深め、被災時における組織的な活動ができるようネットワークの構築を図ります。

### プラン36 動物の愛護管理に関する拠点施設の運営

岐阜県動物愛護センターを動物愛護管理に関する拠点施設とします。

現在、保健所で取り組んでいる動物愛護及び終生適正飼養の普及啓発を更に推進し、保健所での引取り数及び殺処分数の減少につながるよう、動物愛護センターの効果的な運営を検討します。

また、被災動物救援の拠点施設として平時の研修、資材の備蓄等に活用していきます。

